破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３２７号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地７　リバーサイド壱番街２号棟101号室
破産者　高橋　昌宏
1　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
2　一般調査期日　平成22年８月11日午後１時30分
平成22年７月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４号
愛知県知多市新知字森下４番地の11
破産者　鈴木　誉人
1　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
2　一般調査期日　平成22年10月20日午前10時10分
平成22年６月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５０１号
大阪市港区市岡２丁目１番28―803号
破産者　加藤　俊一
1　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
2　一般調査期日　平成22年９月10日午後２時
平成22年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９号
大分市大字森885番地の41
破産者　阿部　兼三
1　破産債権の届出期間　平成22年８月９日まで
2　一般調査期日　平成22年10月５日午後３時30分
平成22年６月29日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
大分市大字中戸次5845番地の２
破産者　小田　雅美
1　破産債権の届出期間　平成22年８月９日まで
2　一般調査期日　平成22年10月５日午後３時30分
平成22年６月30日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６５号
京都市右京区常盤柏ノ木町１番地15
破産者　天岡　由子（旧姓柴垣・仲西）
1　破産債権の届出期間　平成22年８月12日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午後２時
平成22年７月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

最後配当に関する除斥期間

平成１５年（フ）第６７４９号
北海道静内郡静内町字川合268番地の14
破産者　有限会社マギーファーム
除斥期間　平成22年７月16日まで
平成22年６月29日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５２号
山口県周南市大字須々万本郷1277番地の104
破産者　藤田　　悟
異議申述期間　平成22年８月２日まで
平成22年７月１日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４９号
山口県防府市上天神町４番27号
破産者　近藤　勝英
異議申述期間　平成22年８月５日まで
平成22年７月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１号
石川県七尾市小島町レ部63番地１
破産者　新栄建設株式会社
異議申述期間　平成22年８月16日まで
平成22年７月１日　金沢地方裁判所七尾支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２００５号
東京都港区芝浦２丁目13番８号
清算株式会社　株式会社エンコントラル
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１８年（ヒ）第１０１３号
広島市中区東白島町21番22号大杉ビル２階
清算株式会社　株式会社ＭＫコーポレーション
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第１号
愛知県刈谷市富士見町２丁目611番地
清算株式会社　宮政瓦工業株式会社
清算人　草野　勝彦
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権の定義
平成18年２月６日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
2　共益的及び優先的債権
債権者の共同の利益のために要する共益的債権、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権は随時全額を支払う。
3　労働債権
労働債権は、遅延損害金の免除を受け、元本全額を本協定の認可決定確定後、速やかに支払う。
4　一般債権
⑴　一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先的債権に該当しない特別清算債権をいう。ただし、別除権の行使による弁済（別除権の目的物を換価処分して当該債権の弁済に充てられたものも含む。）後の残債権は一般債権とする。
⑵　一般債権は、特別清算開始決定日以後に生じた利息、損害金の全額免除を受けた上、全ての資産を現金化した配当原資から、第２項、前項の債権の全額及び清算人の報酬を控除した残余財産を配当原資として、別紙配当明細表記載のとおり、債権額に按分して、各債権者に配当する。なお、按分計算の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
⑶　前記配当は、本協定の認可決定確定後１ヶ月以内に実施し、配当後の残債権については、全債権者から放棄を受ける。
5　配当後新たに発見された財産の処理
前記配当後、新たに財産が発見された場合は、清算人が換価した上で、共益的債権を控除した残余財産を配当原資として、配当後の残債権額に按分して配当する。ただし、配当額の範囲において、前項⑶の債権放棄は、撤回されたものとみなす。なお、按分計算の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
6　弁済の方法
本協定による弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は債権者の負担とする。なお、現金受領を希望する債権者については、清算人事務所において支払う。
7　免除
債権者宮政産業株式会社、宮政企画株式会社、リバー宮政株式会社及び宮田正俊からは、その債権に対する配当の免除を受ける。
8　配当を受領する権利の放棄
各債権者は、清算会社がリバーウィング株式会社に対して有する債権（平成18年１月４日現在２億4892万1200円）に対する配当を受領する権利を放棄することを承認する。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成１８年（ヒ）第２４号
愛知県刈谷市富士見町２丁目611番地
清算株式会社　リバーウィング株式会社
清算人　宮田　一弘
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権の定義
平成18年６月29日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
2　共益的及び優先的債権
債権者の共同の利益のために要する共益的債権、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権は随時全額を支払う。
3　労働債権
労働債権は、遅延損害金の免除を受け、元本全額を本協定の認可決定確定後、速やかに支払う。
4　一般債権
⑴　一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先的債権に該当しない特別清算債権をいう。ただし、別除権の行使による弁済（別除権の目的物を換価処分して当該債権の弁済に充てられたものも含む。）後の残債権は一般債権とする。